

○中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年3月25日条例第2号）

抜粋

（趣旨）

第1条 この条例は、市長の附属機関（以下「審議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、審議会等を設置する。

（組織）

第3条 審議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

（任期）

第4条 審議会等の委員の任期は、別表に定めるところとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会等に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条―第4条関係）

審議会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数
中津川市介護保険運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業の運営に関する重要事項についての市長の諮問に対する答申及び意見陳述	2年	18人以内

○中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成10年5月20日規則第19号）

抜粋

（趣旨）

第1条 この規則は、中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第5条の規定に基づき、市長の附属機関（以下「審議会等」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委嘱等）

第2条 審議会等の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が、委嘱又は任命するものとする。

（会長等）

第3条 審議会等に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条、第5条関係）

審議会等の名称	委員選任の基準	庶務担当課等の名称
中津川市介護保険運営協議会	医療及び福祉の事業を代表する者 介護保険の被保険者を代表する者 識見を有する者	健康福祉部介護保険室